

令和8年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日（火）、夏のボーナス（令和8年6月期の期末・勤勉手当）が支給されます。一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は、約738,500円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約738,500円

支給月数	2. 285月	（昨年2. 26月）
平均給与額 （俸給＋扶養手当＋地域手当等）	約323,200円	（昨年約312,700円）

平均年齢 32. 9歳 （昨年33. 1歳）

昨年同期の期末・勤勉手当の平均支給額は、約706,700円であり、本年は約31,800円（約4. 5%）増加しています。

これは、

- ① 昨年の人事院勧告に基づく給与法改正等により、期末・勤勉手当の支給月数が昨年に比べ0. 025月分の増加となったこと
 - ② 昨年の人事院勧告に基づく給与法改正によって俸給が増額したこと等により、平均給与額が増加したこと
- によるものです。

※ 平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ（令和7年国家公務員給与等実態調査（人事院）及びこれを基に算出した期末・勤勉手当の基礎額）によるものです。

(参考) 主な特別職の満額支給された場合における令和8年6月期の期末手当の支給額の試算例

	支給額
最高裁長官	約620万円
衆・参両院議長	約535万円
国会議員	約319万円
(一般職)	
事務次官	約350万円
局長クラス	約266万円

※1 特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)附則第4項の規定により、閣僚等(内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は大臣補佐官)が国会議員の職を兼ねる場合には、行政庁から給与(期末手当含む。)は支給されません。

※2 上記の支給額は、令和7年12月2日から令和8年6月1日まで継続して在職(在職期間別支給割合100/100)したものととして試算したものです。

※3 一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 平山、御船、向山、森田

特別職担当: 野村、松元

電話:(直通) 03-6257-3759

メールアドレス: naijin-kyuyo.b5h_atmark_cas.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。